

## 令和7年度第2回松本市農業振興地域整備促進等協議会議事録要旨

令和7年度第2回松本市農業振興地域整備促進等協議会が令和8年2月9日（月）午前10時30分から松本市役所東庁舎3階議員協議会室において開催された。

令和8年2月9日 午前10時30分 開会

- 1 開 会  
田中 均 委員
- 2 委嘱状交付
- 3 会長（議長）選任  
田中 悦郎 会長
- 4 会長あいさつ
- 5 協議事項

(1) 令和7年度第2回松本農業振興地域整備（農用地利用計画）の変更について

### ア 集約結果

案件番号		申出面積 (㎡)	結 果
1	農業後継者の別棟住宅	300.00	農用地区域から除外はやむを得ない
2	農業後継者の別棟住宅	385.00	農用地区域から除外はやむを得ない
3	農家住宅	128.10	農用地区域から除外はやむを得ない
4	農家分家の離れの増築	78.00	農用地区域から除外はやむを得ない
5	一般住宅の敷地拡張	230.67	農用地区域から除外はやむを得ない
6	一般住宅の敷地拡張	142.00	農用地区域から除外はやむを得ない
7	一般住宅の敷地拡張	45.94	農用地区域から除外はやむを得ない
8	駐車場	554.00	農用地区域から除外はやむを得ない
9	駐車場	3890.00	農用地区域から除外はやむを得ない
10	駐車場	4629.00	農用地区域から除外はやむを得ない

1 1	資材置場	1523.00	農用地区域から除外はやむを得ない
1 2	通路	75.00	農用地区域から除外はやむを得ない
1 3	通路	17.00	農用地区域から除外はやむを得ない
1 4	駐車場（公共施設）	646.00	農用地区域から除外はやむを得ない
1 5	浅間温泉庭球公園駐車場 （公共施設）	11257.00	農用地区域から除外はやむを得ない

イ 意見  
なし

(2) 地域未来投資促進法による松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）  
の変更について

ア 集約結果

除外はやむを得ない。

イ 主な意見等

（委員）

農地として残る部分について、ここは土地改良区の受益地となっ  
ていると思うが、今後どうなるのか。水利権は持たずに耕作していく  
とか。

（農政課 望月）

水利権については把握していないが、事業者と土地改良区の間で調整  
することになるかと思われる。また、除外には土地改良区の意見が必要

（委員）

企業が農業に参入するということについて、今後の農業にどのような  
影響があるか、両JAにお聞きしたい。

（田中副会長・相馬副会長）

株式会社による農地取得が可能となった場合、県外資本が農地を取得  
し、収益化できず撤退し農地が放置されるというような恐れもある。JA  
グループとしても注視していかななくてはならないと考える。

（農政課長）

今回の案件については、農業をやるというよりは、ここで生産したもの  
を工場で加工するというもの。企業の農業参入というイメージとは違うも  
のと認識している。

(3) 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（非農地決  
定済土地の農用地区域からの除外）

ア 集約結果  
除外はやむを得ない。

イ 主な意見  
なし

## 6 報告事項

### (1) 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微変更について

ア 集約結果  
報告を受けた

イ 意見  
なし

### (2) 令和8年2月以降の松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更の日程について

ア 令和8年2月 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微変更申出

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| (ア) 申出受付期間                | 令和8年2月2日（月）～13日（金） |
| (イ) 各地区農業振興地域整備推進協議会の開催   | 受付終了後1カ月以内         |
| (ウ) 現地調査                  | 令和8年3月中旬           |
| (エ) 庁内調整会議                | 令和8年3月下旬           |
| (オ) 農業委員会意見聴取             | 令和8年4月末            |
| (カ) 計画変更完了公告、申出者等へ通知      | 令和8年5月上旬           |
| (キ) 松本市農業振興地域整備促進等協議会への報告 | 令和8年8月上旬           |

イ 令和8年度 第1回

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| (ア) 申出受付期間              | 令和8年5月12日（火）～25日（月） |
| (イ) 各地区農業振興地域整備推進協議会の開催 | 受付終了後1カ月以内          |
| (ウ) 現地調査                | 令和8年 6月上旬           |
| (エ) 庁内調整会議              | 令和8年 6月中旬           |
| (オ) 農業委員会の意見聴取          | 令和8年 7月末            |
| ※ 軽微変更案件については、意見聴取後に公告等 |                     |
| (カ) 松本市農業振興地域整備促進等協議会   | 令和8年 8月上旬           |
| (キ) 27号計画案の県への事前調整      | 令和8年 8月下旬           |
| (ク) 27号計画案の公告・縦覧（30日間）  |                     |

令和8年9月下旬～10月下旬

- (ケ) 農振計画変更案の県へ事前協議 令和8年11月中旬
- (ク) 農振計画変更案の公告・縦覧（30日間） 令和8年12月下旬～  
異議申出期間（15日間） 令和9年1月下旬～
- (カ) 農振計画変更案の県へ本協議 令和9年2月中旬
- (キ) 農振計画変更案の県同意 令和9年3月上旬  
計画変更完了公告、申出者等へ通知

ウ 令和8年8月 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微変更申出

- (ア) 申出受付期間 令和8年8月17日（月）～28日（金）
- (イ) 各地区農業振興地域整備推進協議会の開催 受付終了後1カ月以内
- (ウ) 現地調査 令和8年9月中旬
- (エ) 庁内調整会議 令和8年10月上旬
- (オ) 農業委員会意見聴取 令和8年10月末
- (カ) 計画変更完了公告、申出者等へ通知 令和8年11月下旬
- (キ) 松本市農業振興地域整備促進等協議会への報告 令和9年1月末

7 閉 会

相馬 和揮衛 副会長